

# 中国からASEAN諸国への 模倣品流通状況及び対応方法

分 部 悠 介\*

**抄 録** 近年、ASEAN（Association of Southeast Asian Nations：東南アジア諸国連合）諸国が世界から改めて注目を集めている。2015年末にはASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community：AEC）が設立される予定であり、今後もさらにASEAN域内の貿易自由化の実現にも伴って更なる経済成長が予想される。日本企業のASEAN諸国への進出も年々増えているが、これと併行して模倣品の問題も顕在化してきており、その多くは中国から流入してきているが、ASEAN諸国の知的財産権保護の状況や運用の実態も様々であって、どのような対策を取るべきか必ずしも明確になっていないことが多い。そこで本稿では、ASEAN諸国における模倣品の流通状況、法制度概況、及びこれに基づいた対策方法を紹介する。

## 目 次

1. はじめに
2. ASEAN各国の被害概況及び模倣対策法制度概要
  2. 1 インドネシア共和国
  2. 2 タイ王国
  2. 3 ベトナム社会主義共和国
  2. 4 マレーシア
  2. 5 フィリピン共和国
  2. 6 シンガポール共和国
  2. 7 ミャンマー連邦共和国
  2. 8 ラオス人民民主共和国，カンボジア王国，ブルネイ・ダルサラーム国
3. 中国からASEAN諸国への模倣品の流通
  3. 1 中国から中国外への模倣品流出概況
  3. 2 中国からASEAN諸国への模倣品流出ルート
4. おわりに

## 1. はじめに

ASEAN各国において、権利者企業が有効な対策を取れるようにするためには、まず、各国における模倣品及び海賊版の消費・流通実態を

把握することが肝要である。そこで、本稿ではASEAN各国の模倣品・海賊版の流通状況、特に模倣品の流通源となっている中国からASEAN諸国への模倣品の流通実態構造を紹介したうえで、関係各国の模倣対策法制度概要、これを活用した効果的な対策方法を示す。

## 2. ASEAN各国の被害概況及び模倣対策法制度概要

### 2. 1 インドネシア共和国

#### (1) 模倣品の流通実態

インドネシア共和国（以下、インドネシア）には、様々な模倣品が広く出回っており、2015年の「スペシャル301条報告書」<sup>1)</sup>において優先監視国に指定されるなど、他の新興国と同じく模倣品や海賊版の流通が大きな問題となっている。13,000以上の島からなり、東西に5,000km

\* IP FORWARDグループ総代表・CEO/IP FORWARD China(上海擁智商務諮詢有限公司) 董事長・総経理 Yusuke WAKEBE

以上と非常に長い国土ということもあり、取締りが非常に難しい状況となっている。

模倣品や海賊版は、首都ジャカルタにおいて特に多く販売されており、その他、スラバヤ（ジャワ島東部）、メダン（スマトラ島）、スマラン（ジャワ島中部）、バリクパパン（カリマンタン島）、バンドン（西ジャワ州）などにも多く流通している。電気製品、自動車部品の模倣品は、首都ジャカルタよりも地方都市でより多く流通している。模倣の対象となっているのは外国企業の製品にとどまらず、国内企業の製品の例も増えてきている。

インドネシアに流通する模倣品や海賊版の多くは、主に中国などの国外から直接流入するもの、マレーシアなどの周辺国を経由し流入するものがあるが、前者が多い。ジャカルタ、スラバヤ、メダンなど模倣品が出回っている都市は、インドネシア有数の港湾となっており、国外よりこれらの港湾に海運ルートで流入している。その後、模倣品の加工が必要な製品は、加工業者の下に一旦集約され、各地方都市の卸売業者などを経て、全国の販売業者へと模倣品が拡散している（図1）。

## (2) 法執行状況概況

### 1) 法制度

インドネシアにおける知的財産に関する法令としては、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法、営業秘密法、半導体集積回路保護法などがある。

特許法、商標法、意匠法、著作権法において刑事罰が定められており、商標権、特許権、意匠権侵害については親告罪であるが、著作権侵害については非親告罪となっている。

インドネシア知的財産権総局（The Directorate General of Intellectual Property Rights : DGIPR）は、法務人権省傘下に配置されており、知的財産の出願受理・審査・登録のほか、知財行政全般について所管しているが、2010年より専門部門が設置されて、知的財産権侵害事案において一定の捜査権限が与えられており、これにより調査や必要な措置をとることが可能となっている（もっとも、知的財産総局は、刑事摘発の一環として捜査に協力するのみであり、刑事処罰とは別に独立した行政処罰手続きが存在するわけではない）。

税関は、商標権、著作権を侵害する製品に対

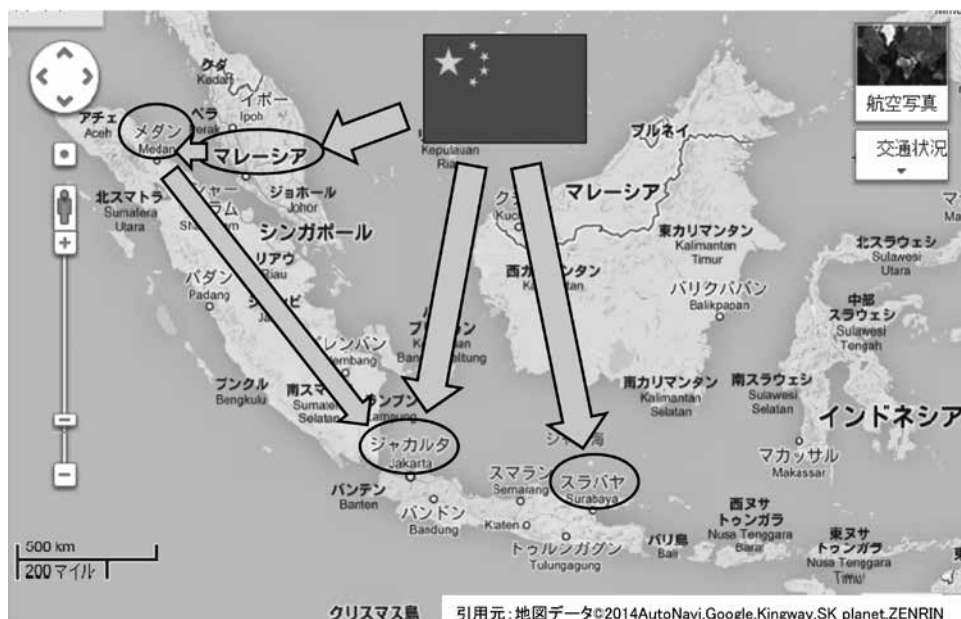


図1 インドネシアへの流入経路と主要販売都市

してのみ輸入差止が可能である<sup>2)</sup>。制度上、権利者による申請に基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨の規定があるが、実務上、法執行が必ずしも徹底されていない状況である。2012年7月に「一時的差止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」が公布・施行され、税関差止の要件などが初めて明確に規定されたが、2015年6月までに税関差止事例は確認されておらず、今後の運用強化が期待される。

その他の法改正動向として、2014年9月に著作権法の第3次改正が行われ、著作権保護が全体的に強化された。

## 2) 関連統計

インドネシアにおける2013年の特許出願は約7,500件、意匠出願は約4,000件、商標出願は約64,000件である。

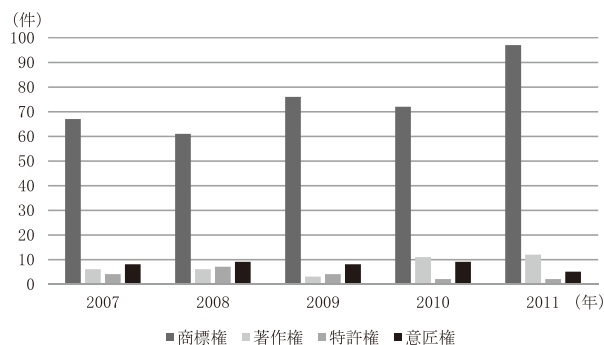
法執行にかかる統計として、インドネシア知的財産権総局による知的財産権侵害疑義行為に対する捜査実績は、表1のとおりとなっている。商標権侵害事案における捜査がほとんどであるが、著作権と意匠権についても一定数の実績があり、特許権についての実績も存在する。

表1 捜査実績<sup>3)</sup>

単位：件

	著作権	特許権	商標権	意匠権	合計
2011年 4月～12月	2	0	26	6	34
2012年 1月～12月	6	2	23	6	37
2013年 1月～10月	4	0	11	0	15
合計	12	2	60	12	86

知的財産権訴訟については、訴訟手続きが不透明であったり、損害賠償金が少なかったりなど課題も少なくなく、全体件数は多くはないが、年々増加傾向にある（図2）。



出典：中央ジャカルタ地方裁判所内商事裁判所

図2 知的財産権訴訟統計

## 2.2 タイ王国

### (1) 模倣品の流通実態

タイ王国（以下、タイ）においては、衣類、時計、バッグ、化粧品、音楽・映画媒体、ソフトウェア、時計などの模倣品の他、自動車部品や電子機器、機械部品などの模倣品も数多く見られる。2014年に続き2015年も「スペシャル301条報告書」においてインターネット上での模倣品、海賊版の増加などが指摘され、優先監視国に指定されている。

衣類、時計、バッグなどの外国人旅行客も購入するような模倣品は、バンコク市内のパッポン通り、スクンビット通り、パッタヤーなどで多く流通しており、ショッピングセンターや出店などで販売されている。自動車部品、電子部品の模倣品などは、上記以外にも各地で様々な販売形態にて販売されている。

タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、ほとんどの模倣品は中国から流入されたものと考えられており、タイ税関によると、同国で流通している模倣品の約90%は中国製だとされている。輸出品の差止制度がないこともあり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある。模倣品が流入する海路及び陸路は、ラオス国境域からウボンラチャタニ県へ流入するルート、ミャンマー国境域からチェンライ県へ流入するルート、中国からラオス、タ

イへ流入するルートが挙げられ、国境付近では、プーケット（タイ-マレーシアの国境域）、ウボンラチャタニ県（タイ-ラオスの国境域）、チェンライ県（タイ-ミャンマーの国境域）などの地域が模倣品流入の多い地域となっている（図3）。

## (2) 法執行状況概況

### 1) 法制度

タイにおける知的財産に関する主要な法律は、特許法、商標法、著作権法、植物品種保護法、営業秘密法及び地理表示法である。タイの特許法には、日本の特許に相当する発明特許、実用新案に相当する小特許、及び意匠に相当する意匠特許が含まれる。

公的機関による法執行制度として、刑事摘発、税関差止がある。商標法、著作権法、特許法において、刑事罰が定められている。税関は、商標権、著作権を侵害する製品に対してのみ、税関登録手続きを経て差止めが可能<sup>4)</sup>となる。

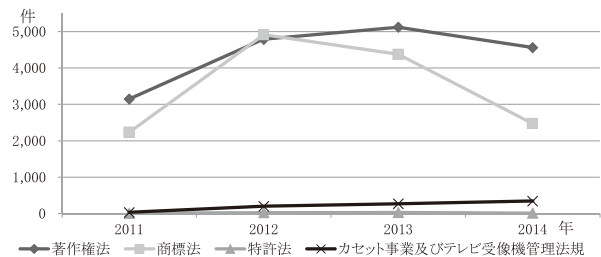
また、知的財産権保護強化の対応策の一環として、タイ政府は1997年にタイ知的財産及び国

際取引中央裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC）を知的財産を専門に扱う裁判所として設置した。第一審裁判所として、知的財産及び国際貿易に関する民事及び刑事事件を扱っている。

### 2) 関連統計

タイにおける2013年の出願件数は、発明特許と小特許合計で約8,000件、意匠が約4,000件、商標が約46,000件となっている。

法執行の実績は図4、図5及び表2のとおりとなっており、商標法、著作権法違反案件が多い<sup>5)</sup>。



出典：法務省特別捜査局

図4 知的財産権侵害構成物品に関する検挙数

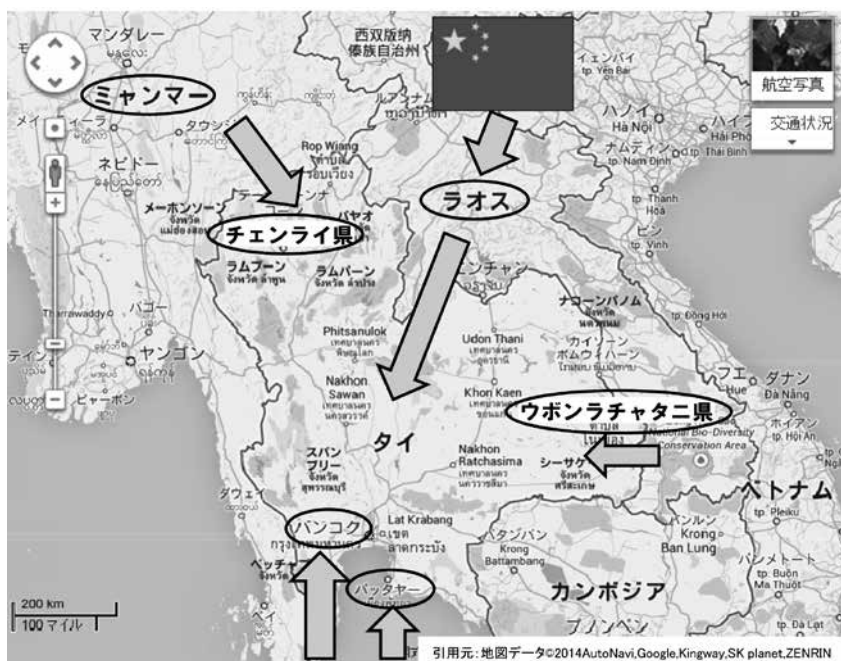
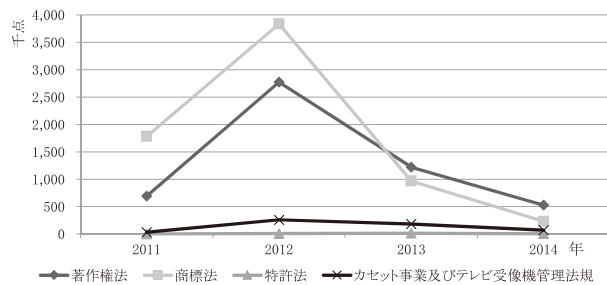


図3 タイへの流入経路と主要販売都市



出典：法務省特別捜査局

図5 知的財産権侵害構成物品に関する押収製品点数

表2 税関による知的財産権侵害疑義品差止件数・案件概要

No	ブランド	押収数量 (製品数)	価額 (パーツ)	価額 (参考/ 日本円)
1	DVD, VCD, CD	22,852	20,295,399	69,004,357
2	衣料品	73,527	14,019,231	47,665,385
3	メガネ	20,950	12,877,170	43,782,378
4	バッグ	20,854	8,018,777	27,263,842
5	靴	12,656	4,489,742	15,265,123
6	腕時計	1,426	3,427,672	11,654,085
7	酒類	3,604	3,298,747	11,215,740
8	毛布, タオル, ベッドシート	3,775	1,831,477	6,227,022
9	プラスチックカード	7,636	1,628,572	5,537,145
10	コンピューター, タブレット	651	1,359,000	4,620,600

※1 パーツ=3.4円 (2015年11月現在)  
出典：関税局

タイの民事訴訟制度は、ASEAN諸国の中では、相対的に活用しやすい状況となっている。案件としては、商標権侵害訴訟の件数が多い(表3)。

表3 中央知的財産・国際取引裁判所の知的財産事件統計<sup>6)</sup>

種類	新規件数	係争金額		処理済件数	係属中件数
		(パーツ)	(参考/日本円)		
特許権・小特許権・意匠権	104	53,807,577,529	182,945,763,599	30	58
商標権・商号権	947	1,990,567,181	6,767,928,415	476	471
著作権侵害	249	3,730,084,253	12,682,286,460	117	132
ライセンス契約違反	278	1,167,854,985	3,970,706,949	128	150
営業秘密侵害	20	10,309,363,207	35,051,834,904	6	14
合計	1,598	71,005,447,155	241,418,520,327	757	825

統計期間：2007年1月1日～2011年12月31日(5年間)  
※1 パーツ=3.4円 (2015年11月現在)  
出典：中央知的財産・国際取引裁判所

## 2.3 ベトナム社会主義共和国

### (1) 模倣品の流通実態

ベトナム社会主義共和国(以下、ベトナム)においては、北部のハノイ及び南部のホーチミンを中心としてベトナム全土にわたり模倣品が氾濫しており、中でもDVD、CDの海賊版のほか、消耗品や衣類、時計、カバンなどの模倣品が数多く見られ、模倣品・海賊版の比率はASEAN諸国の中でも高い傾向にあるとされている。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(Business Software Alliance:BSA)の調査によれば、ベトナムの海賊版ソフトウェア率は81%を示しており<sup>7)</sup>、また「スペシャル301条報告書」においても、インターネット上の海賊版および模倣品の増加などについて指摘されており、2013年に引き続き2014年もベトナムは監視国に指定されている。

ホーチミン付近にはフリートレードゾーン<sup>8)</sup>があり、模倣品、海賊版の流通も多い。模倣品の多くはベトナム国内で生産されるものではなく、主に中国から流入している状況である。一部の衣料品などに関しては、ベトナム国内でも模倣品が生産されている。

模倣品流入ルートは、陸路、海路、他国経由と様々である。

陸路は、中国広西チワン族自治区からランソン省ランソン市へ流入するルート、中国広西チワン族自治区からクアンニン省モンカイ市へ流入するルート、中国雲南省からラオカイ省ラオカイ市へ流入するルートがあるが、特に最近、中国広西チワン族自治区とベトナム間的高速道路、鉄道が発達してきており、これに伴い流通量が増大している。

海路は、主として中国南部の地域からハイフォン(ベトナム北部最大の湾港)へ流入するルート、ホーチミン、ダナン(主要な港湾都市)へ流入するルートがある。

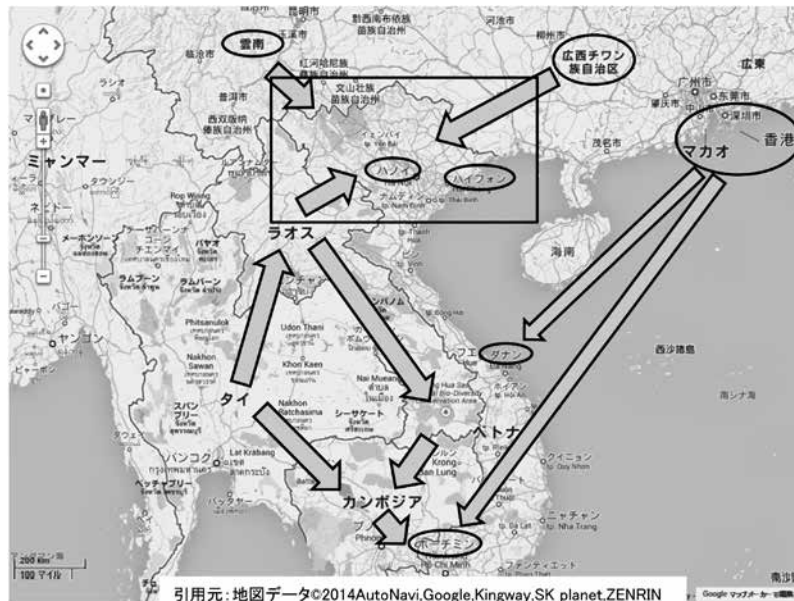


図6 ベトナムへの流入経路と主要販売都市

他国経由のルートは、中国からラオス経由でベトナム北部へ流入するルート、中国からカンボジア経由でベトナム南部メコンデルタ周辺へ流入するルートがある。全体的に密輸も多い(図6)。

## (2) 法執行状況概況

### 1) 法制度

公的機関による法執行制度として、行政摘発、刑事摘発、税関差止がある。

行政摘発は、刑事摘発に比べて手続きも簡便となっており、比較的良好に機能しており、ベトナムにおける模倣対策の重要な一手段となっている。所轄の市場管理部が行政摘発権限を有しているが、食品、農薬、医薬品、化粧品などの人体に直接影響を与える製品の模倣品を優先的に摘発する傾向にある。処罰の内容としては、模倣品の没収・廃棄、過料となっているが、それ程重い処罰となっていない。

刑事摘発は、経済警察によって一定規模以上の知的財産権侵害行為、主として商標権侵害、著作権侵害行為を対象に実施され、侵害行為者に対しては、罰金、懲役などの刑罰が科される。

刑事罰の適用基準として、対応する真正品の価値が3千万ドン(約16万円)<sup>9)</sup>以上、組織化された行為、危険な再犯といった要件が規定されているが、運用の実態は必ずしも明確ではない。

税関差止においては、商標権、著作権に加え、特許権や意匠権などを侵害する製品に対して、所定の税関登録手続きに基づき、輸入及び輸出に対する差止めが行われる。2014年には、副首相をヘッドとした官庁横断的組織として「389委員会」が結成され、特に中越の陸路の国境における模倣品輸入、密輸対策が強化された。

その他の動きとして、ベトナムでは2007年1月のWTO加盟に先立ち、2006年7月に特許権、商標権、意匠権、著作権などが一つに規定されている法律である知的財産法が施行されているが、2010年1月に同法が改正され、製品に添付する侵害商標ラベルの所持のみによっても行政措置の対象となるなど、模倣品対策強化のための規定も盛り込まれた。また、科学技術省(The Ministry of Science and Technology)によるインターネット上の産業財産侵害の認定に関する新規則が同年8月11日に発効した。同規則では、不正競争行為に関与したとみなされる行為

や、知的財産侵害事件に対する救済手段の申出について示されている。

## 2) 関連統計

ベトナムにおける2013年の特許出願件数は、約4,000件、その内約3,500件が外国からの出願となっている。同年の工業意匠出願件数は約2,000件、商標出願件数は約36,000件となっている。

2011年には全国で1,561件の商標権侵害案件があり、それに対する罰金合計は90億ドン（約5千万円）<sup>10)</sup>となっている<sup>11)</sup>。

## 2. 4 マレーシア

### (1) 模倣品の流通実態

マレーシアにおいては、化粧品、医薬品、たばこ、文房具、日本のアニメキャラクター商品、漫画、フィギュア、玩具、衣類、コンピュータ関連製品、携帯電話部品（携帯電話用バッテリー、ハンズフリーキット、メモリーカード、充電器など）、自動車部品などが多く流通している。2012年の「スペシャル301条報告書」から監視対象国から除外されているが、依然としてソフトウェアなどの光ディスクの模倣品（海賊版）が製造されており、この点はマレーシア国

内でも大きな社会問題となっている。これらの海賊版は、マレーシア国内のみならず、アジア、北米、南米、ヨーロッパまで輸出され、市場やショッピングセンターにおいても公然と販売されている。

クアラルンプール、ジョホールバルなどで相対的に模倣品の流通が多い。マレーシアには複数のフリートレードゾーンがあり、模倣品、海賊版の流通ルートとなっている。模倣品は様々な経路でマレーシアに入ってくる。中国からマレーシアの港湾は海運にて流入するルートや、シンガポール経由で流入するルートがある。また、他国経由においては中国からシンガポール経由で流入するルートが挙げられる（図7）。

### (2) 法執行状況概況

#### 1) 法制度

マレーシアでは、近年、知的財産裁判所の設置、著作権法の改正など、知的財産権の保護が強化されてきている。同国において、「国内取引・協同組合・消費者省」(Ministry of Domestic Trade, Cooperative and Consumerism : MDTCC) が主な知財行政を所管しており、同

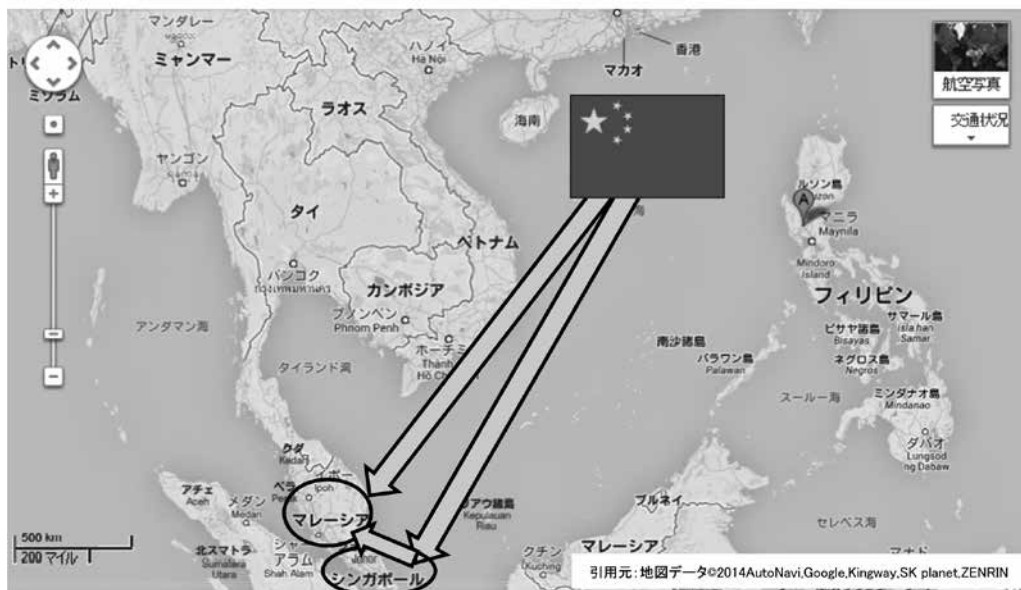


図7 マレーシアへの流入経路と主要販売都市

省下に設置された法的機関であるマレーシア知的財産公社（Intellectual Property Corporation of Malaysia：MyIPO）が各権利の出願受理や審査、登録設定などを行っている。

公的機関による法執行制度としては、刑事摘発、税関差止がある。刑事摘発は、商標権、著作権侵害とともに非親告罪とされている。税関差止においては、輸入・輸出差止とも、税関登録に関する手続きは不要であるが、実務上、差止めがなされる事例は少ない。税関にて、実務上模倣品と疑われるものが確認された場合、税関から国内取引・協同組合・消費者省経由などで、権利者に真贋鑑定が求められ、輸入が差止められることもある。マレーシアは、中国からの模倣品の流入量が多いと言われており、ここを拠点に、ASEAN各国に模倣品が拡散している側面もあるので、税関差止強化に期待したい。

上記の他、国内取引・協同組合・消費者省は、2011年にバスケット・オブ・ブランドズ（Basket of Brands：BOB）制度を発足し、商標権所有者・代理人に関するデータベースを作成するなどして、商標権侵害案件について、当局が商標権所有者・代理人からの協力を得やすくし、侵害疑義案件の調査にかかる時間短縮につなげるための取組みが行われている。

また、日本の映像作品の海賊版DVDに、マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」に基づく政府公認のホログラムシールが貼られていることがあるという問題について、2011年、日本政府からの要請・協議を経て、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報の詳細をインターネット上で公開する措置を取るようになり、権利者側で許可情報の内容を確認、検証することができるようになった。

## 2) 関連統計

2013年におけるマレーシアの出願件数は、特許が約7,000件、商標が約15,000件、意匠が約

2,000件である。

模倣品・海賊版の摘発件数統計は、表4・表5のとおりであるが、前述のとおり同国において海賊版DVDの問題は社会問題とされていることもあり、この摘発件数が相対的に多い。

表4 海賊版に関する摘発件数

年度	件数 (件)	押収額 (リンギ)	押収額 (参考/日本円)
2004	4,390	59,216,258	165,805,522
2005	3,812	100,370,598	281,037,674
2006	3,792	120,001,103	336,003,088
2007	2,720	54,907,108	153,739,904
2008	1,942	20,680,942	57,906,638
2009	902	33,537,376	93,904,652
2010	1,728	30,425,070	85,190,196
2011 (1-10月)	不明	1,682,281	4,710,387
2012	934	1,372,669	3,843,473
2013 (1-10月)	1,040	4,761,414	13,331,959
合計	21,260	426,954,820	1,195,473,495

表5 その他の模倣品に関する摘発件数

年度	件数 (件)	押収額 (リンギ)	押収額 (参考/日本円)
2004	2,270	67,683,932	189,515,010
2005	1,481	9,076,750	25,414,899
2006	1,233	40,875,516	114,451,446
2007	1,538	53,943,681	151,042,306
2008	892	18,991,074	53,175,006
2009	409	3,570,858	9,998,401
2010	1,328	13,783,736	38,594,460
2011 (1-10月)	1,057	11,035,245	30,898,686
2012	1,541	16,909,256	47,345,917
2013 (1-10月)	671	7,127,032	19,955,690
合計	12,420	242,997,079	680,391,822

※1リンギ=2.8円（2015年11月現在）  
出典：国内取引・協同組合・消費者省

## 2.5 フィリピン共和国

### (1) 模倣品の流通実態

フィリピン共和国（以下、フィリピン）においては、CD・DVD、ソフトウェアなどの模倣品（海賊版）、医薬品、化粧品、靴、スポーツ



用品・スポーツウェア、衣類、鞆・皮革製品、自動車部品、玩具、時計などの模倣品が販売、生産されている。模倣品は、大型のデパートやショッピングモール、また、小規模な店舗、路上の屋台など、さまざまな形態で販売されている。マニラ市、マンダロン市、ケソン市などにおいて、模倣品が多く流通している。海外からの模倣品の流入が多く、フィリピンに持ち込まれる模倣品の大部分が中国からのものであるといわれている。近時、二輪車の販売が伸びており、中国からの模倣品バイクが増えてきている。密輸入される場合も多い。

海路は、中国からマニラへの流入ルートがあり、他国経由には、中国からシンガポールとマレーシアを経由してマニラへ流入するルートがある。(図8)

フィリピンは、2013年では監視国に指定されていたが、2014年の「スペシャル301条報告書」において監視国から除外された。2015年の同報告書には、模倣品取締りに関係する手続きを簡素化したことにより省庁間の協力が促され、取締

りの成果が上がってきていると評価されている。

## (2) 法執行状況概況

### 1) 法制度

フィリピンにおける知的財産制度は、特許権、商標権、意匠権、著作権を包括的に規定した「フィリピン知的財産法」によって主に管理されている。

貿易産業省 (DTI) 下の知的財産庁 (IPOP HL) が知財行政を主に所掌している。

2004年に成立した光メディア法は、CDやDVDの製造、原版作成、複製、輸出入を規制している法律であり、設置された光メディア委員会は、海賊版CDなどの取締りに当たっている。また、2010年には、映画館における盗撮防止法が制定された。

公的機関による法執行制度として、行政摘発、刑事摘発、税関差止がある。

行政摘発について、知的財産庁または貿易産業省に模倣業者への行政処分を要請できる。原則として、被害総額が20万ペソ (約52万円)<sup>12)</sup>

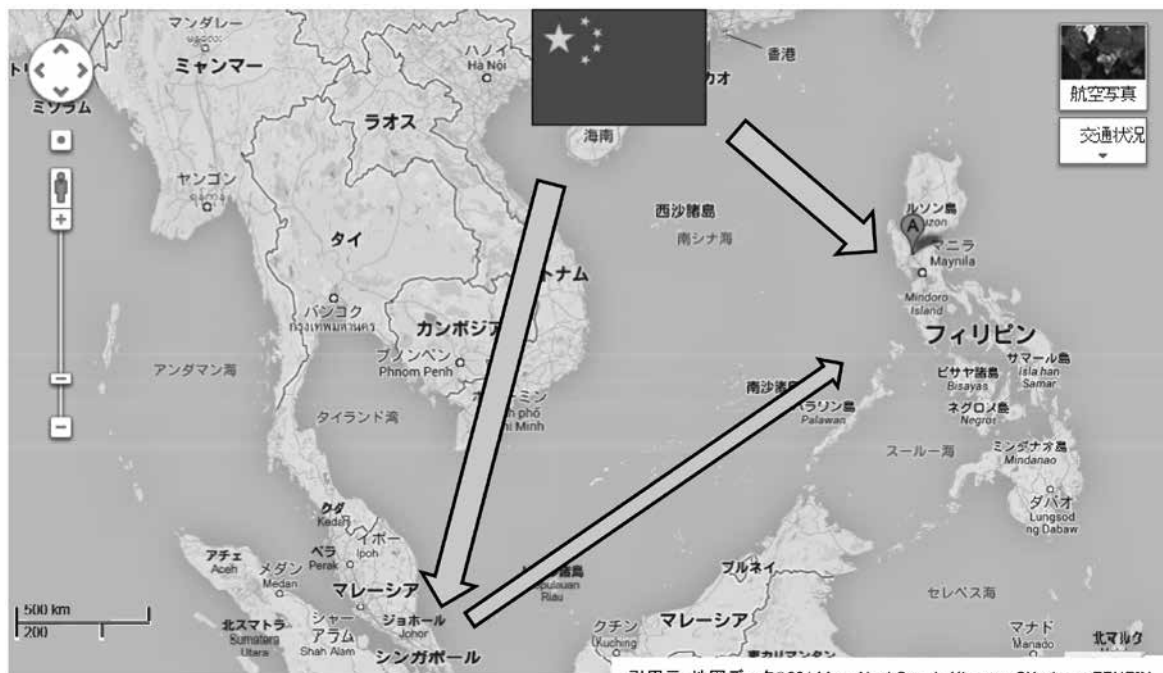


図8 フィリピンへの流入経路と主要販売都市

以上の場合、知的財産庁へ、20万ペソ未満の場合は、貿易産業省へ要請することとなる。貿易産業省への要請の場合、当事者間での和解を優先させる傾向にあり、この場合、行政処分がなされるまでに2～3回の和解協議の場が設けられることが多く、損害賠償、模倣品の廃棄、再犯しない旨の保証などの一部ないし全部が合意内容とされることが一般的である。

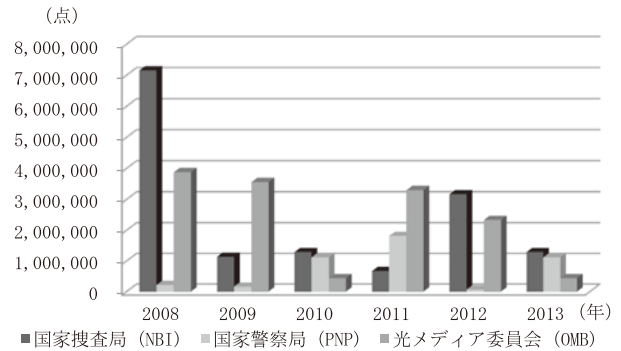
刑事摘発に関する告訴状の受理、捜査は、警察（Philippine National Police：PNP）のほか、国家捜査局（National Bureau of Investigation：NBI）も行うが、法執行機関は概して自ら詳細な調査をせず、権利者側が提出する証拠に依存する傾向が強いため、権利者は専門の調査会社などを通じて証拠収集する必要がある。収集する証拠としては、模倣業者からの模倣品のサンプル購入の重要度が高く、同サンプル品を法執行機関に提出後、同機関が確認のために再度サンプルを購入し、模倣品であることを確認後、摘発に踏み切るというパターンもある。

税関差止<sup>13)</sup>については、所定の税関登録手続きがあり、登録後、税関にて疑義物件発見時に輸入差止対象となるが、多くの島から成り立っている島嶼国ということもあり、十分な差止めがなされているとは言えない状況である。

## 2) 関連統計

2013年におけるフィリピンの出願件数は、特許と実用新案合計で約4,000件、意匠が約1,400件、商標が約23,000件である。

フィリピンにおける刑事摘発による摘発対象数量は図9のとおりとなっており、摘発当局によって摘発数量の増減傾向に差異が生じている。



出典：フィリピン知識産権局

図9 摘発数量

## 2.6 シンガポール共和国

### (1) 模倣品の流通実態

シンガポール共和国（以下、シンガポール）においては、海賊版、携帯電話関連製品、衣類、キャラクターグッズなどの模倣品が流通しているが、同国の経済発展の度合いは高いこともあり、国内での模倣品の流通は減ってきている。他方、東南アジアのハブとして多くの貨物が経由する中、距離が比較的近く、模倣品の検査も相対的に厳しくないインドネシアのパタムとあわせて、模倣品の経由地となっている（図10）。



図10 シンガポールへの流入経路と主要販売都市

### (2) 法執行状況概況

#### 1) 法制度

世界経済フォーラム(World Economic Fo-

rum)<sup>14)</sup>が毎年発表する国際競争力報告書GCR (Global Competitiveness Report 2014-2015)によると、シンガポールの知的財産保護水準は世界2位(144か国中)にランキングされており、知的財産制度の整備水準は非常に高い。ASEANの中で普及・保護の面において最も高いレベルにある国とされている。

公的機関による法執行制度として、刑事摘発、税関差止がある。商標法、著作権法において、刑事罰が定められているが、刑事摘発を申し立てる際、模倣業者から購入した模倣品のサンプルが求められることが多い。税関は、商標権、著作権を侵害する製品に対してのみ輸入差止が可能<sup>15)</sup>であり、登録手続きは不要である。

## 2) 関連統計

シンガポールの特許出願件数は年間10,000件程度で、商標出願は約30,000件、意匠出願は約1,000件となっている。

表6の差し押さえられた模倣品の1年あたりの総額をみると、年々減少傾向にある一方、特に商標権侵害にかかる家宅搜索の件数に大きな変化は見られない状況である。この背景として、中国などから商標ラベルのない模倣品の製品本体を輸入して、同国で商標のラベルを貼付したり、これが貼付されたパッケージで再包装したりするといった行為の増加があり、こうした製

品本体に比べて安価な商標ラベルが調査・差し押さえ対象になっている事案が相対的に増えているという点が上げられる。

上述のとおり、シンガポール国内での模倣品流通は必ずしも多くはなく、むしろ、同国を経由してASEAN、中近東諸国に流入する模倣品が多いことが問題であって、これに対する税関による検査、差止めの強化が大いに期待される場所である。他方、経由品に対する検査を強化すると、迅速な物流が確保できなくなり、これを一つの売りとしてASEANの「ハブ」として発展してきた同国の経済にとってマイナスのおそれも懸念されるので、これを大いに強化することが困難な事情があり、この点は課題となっている。

## 2.7 ミャンマー連邦共和国

### (1) 模倣品の流通実態

ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)において、電気製品、調味料などの模倣品や海賊版が多く流通している。模倣品流入ルートは、中国雲南省から中国との国境に接するシャン州のムセを経由し、ミャンマー第二の都市マンダレーへ向けたルートなどが挙げられる。ミャンマー経済の開放に伴い、模倣品の流通量は増大してきている。

### (2) 法執行状況概況

#### 1) 法制度

ミャンマーにおいて、本稿執筆時現在、知的財産権に関する唯一の個別法は、著作権法のみであるが、同法は約100年前に制定されたものであるため、現在の社会実情に合致していない。知的財産権の侵害救済を求める際には、刑法、民法、商品法、関税法などの一般法に基づき、これを求めていく他ないのが現状である。

刑事摘発については、刑法において「商標」を定義しており、その上で、商標の不正使用な

表6 差し押さえられた模倣品の総額など

年度	著作権関連の家宅搜索の件数(件)	商標関連の家宅搜索の件数(件)	全ての家宅搜索の件数(件)	差し押さえられた模倣品の総額(USD)
2004	126	190	316	12,665,969
2005	61	168	229	19,774,083
2006	57	144	201	9,952,296
2007	54	196	250	3,385,269
2008	60	122	182	3,325,283
2009	51	189	240	3,029,251
2010	60	194	254	6,619,794
2011	35	197	232	1,973,549
2012	30	224	254	2,023,057

出典：移民登録局 (Immigration and Checkpoints Authority)

どへの刑事罰が定められており、刑事摘発が実施しうる可能性がある。摘発の前提となる商標権については商標法は存在しないが、不動産などの登記手続きについて規定した「登録法」に基づき、付随的に商標の登録も認められ、新聞などで公告するという実務運用が取られている<sup>16)</sup>。ただし、商標登録の実態については、正確な登録統計が存在しないため、登録件数などは確認されていない。

税関差止については、海運関税法において、陸路または海路による商標権侵害の物品の輸入を禁止している<sup>17)</sup>が、実効的に機能していないのが現状である。

## 2) 関連統計

法執行などに関するデータなどは、確認されていない。

## 2. 8 ラオス人民民主共和国、カンボジア王国、ブルネイ・ダルサラーム国

### (1) 模倣品の流通実態

ラオス人民民主共和国（以下、ラオス）において、多くの模倣品や海賊版などの不正商品が流通している。中国からベトナムやタイ、ミャンマーなどへ向けた不正商品の流通ルートになっている場合がある。

カンボジア王国（以下、カンボジア）においても、模倣品や海賊版は多く流通しており、中国からベトナムへの模倣品の流入の経由地となっている事案もある。

ブルネイ・ダルサラーム国（以下、ブルネイ）において、模倣品や海賊版などの不正商品対策は、多くの新興国と同様に課題となっている。2012年まで「スペシャル301条報告書」において、監視国に名を連ねており、特に海賊版CDやDVDの横行が指摘されていた。未だ同国の海賊版使用率は高く、マイクロソフト社の調査によれば調査した会社の80%が海賊版ソフトウェアを提供していることが判明している<sup>18)</sup>。

## (2) 法執行状況概況

### 1) 法制度

ラオスの知財制度に関しては、2011年12月に改正された知的財産法により、特許権、商標権、意匠権、著作権が包括的に規定されており、同法において刑事罰が定められている。

カンボジアにおいて、知的財産に関する法律は、特許・実用新案および工業意匠法、商標・商号および不正競争防止法、著作権法などが存在し、刑事摘発、税関差止制度がある。

ブルネイにおいて知的財産に関する主な法令としては、特許法、商標法、著作権令、意匠令などが存在する（実用新案に関する法律は設けられていない）。2013年には経済開発委員会の下にブルネイ知的財産庁（The Brunei Intellectual Property Office : BruIPO）を設立し、特許、意匠及び商標出願の審査及び登録を含めた知的財産業務が統合された。公的機関による法執行制度として、刑事摘発、税関差止がある。

### 2) 関連統計

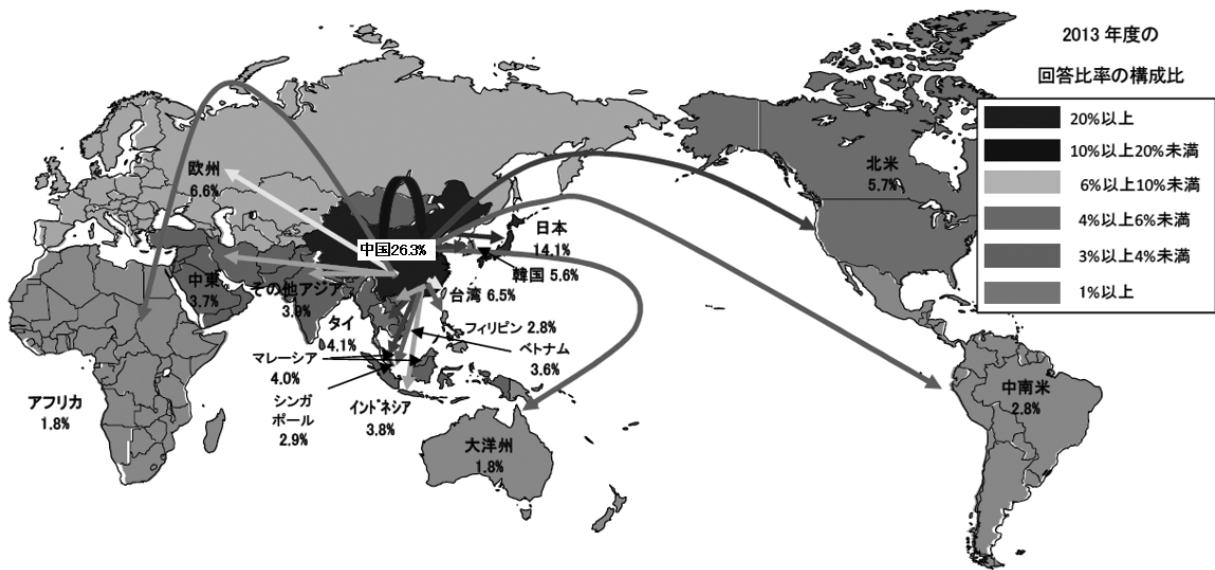
権利行使に関するデータなどは、確認されていない。

## 3. 中国からASEAN諸国への模倣品の流通

### 3. 1 中国から中国外への模倣品流出概況

ASEAN諸国を含む世界に流通する模倣品・海賊版の多くは、中国で製造されて輸出された製品である。近年の中国政府の模倣品摘発強化により、最近は一部の工程を流出先で製造する事案も増えてきているが、特にある程度複雑な製造技術を必要とする製品を中心に、中国で製造される事案がまだ圧倒的に多い（図11）。

表7は、中国税関において差止められた模倣品の仕向地についての、差止件数順の一覧であるが、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシア、タイを中心として、中国から多く



出典：特許庁「2014年度模倣品被害調査報告書」

図11 中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域（流出先）

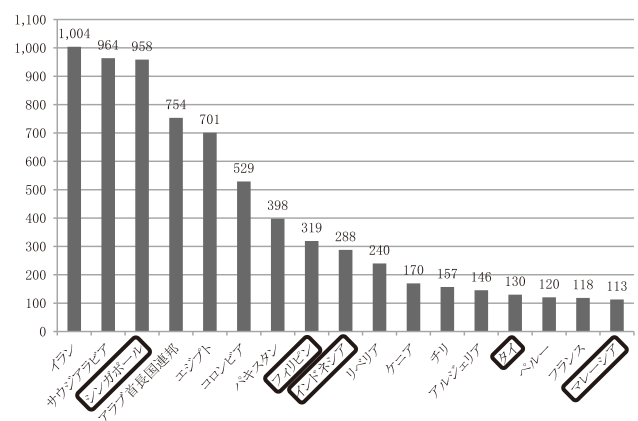
の模倣品がASEAN諸国へ流入していることがうかがわれる。

表7 中国税関において差止められた模倣品

順位	仕向地	差止 件数 (件)	差止 点数 (件)	差止品 価格 総額(元)	差止品 価格総額 (参考/日本円)
1	ブラジル	3,653	354,825	4,702,995	94,059,900
2	スペイン	2,881	107,878	2,381,565	47,631,300
3	ロシア	2,168	611,299	3,996,523	79,930,460
4	イギリス	1,643	308,929	4,830,811	96,616,220
5	アメリカ	1,533	655,610	14,725,435	294,508,700
6	イタリア	1,031	78,888	1,598,624	31,972,480
7	韓国	949	69,958	1,160,413	23,208,260
8	日本	844	170,343	2,708,735	54,174,700
...	...	...	...	...	...
21	フィリピン	174	3,191,766	10,461,019	209,220,380
26	マレーシア	141	1,130,046	8,118,996	162,379,920
33	ベトナム	106	239,440	3,678,408	73,568,160
...	...	...	...	...	...
41	シンガポール	68	9,584,677	5,823,583	116,471,660
45	インドネシア	55	2,877,503	6,799,211	135,984,220
48	ミャンマー	48	753,105	10,271,964	205,439,280
51	タイ	46	1,298,236	5,446,703	108,934,060
...	...	...	...	...	...
84	ラオス	12	867	156,680	3,133,600
102	カンボジア	7	9,381	141,512	2,830,240

※ 1元=20円（2015年11月現在）  
出典：2014年中国税関統計

特に、一件当たりの平均差止点数については、ASEAN諸国の中ではシンガポールが第1位となっているが、前述のとおり同国は経由地であって最終的には別の第三国が仕向地となることが多いのが実情であるので、非常に多くの模倣品が同国経由で第三国に流出していることが推察される（図12）。



出典：2014年中国税関統計

図12 国、地域別の1件あたりの平均差止点数

### 3. 2 中国からASEAN諸国への模倣品流出ルート

前述のとおり、ASEAN諸国へ流入する模倣品の多くは中国を源流とするものであると考えられるが、かかる中国の模倣業者とASEAN諸国を含む中国外の模倣業者は、概ねインターネット上のオンラインマーケットや、中国内における展示会場で中国模倣品製造業者を見つけてコンタクトを取り、模倣品の製造・輸出を発注しているのが実情である。

中国におけるインターネットを通じた模倣品の取引は増加傾向にあり、B to C製品のみならずB to B製品についても専門の電子商取引サイトが多く存在する。海外との取引に特化した英語で書かれたサイトなどもあり、中国内の模倣品製造・輸出業者が、海外からの注文を受ける際の重要なツールとなっている。

展示会については、中国では毎年多くの製品分野の展示会が開催されて、世界中から多くのバイヤーが訪れて商談がなされている。以前は堂々と多くの模倣品を展示している業者も多かったが、近年、中国政府の摘発強化もあり、模倣品そのものの展示は控えて、商標が貼付されていない製品本体だけを展示し、別途模倣品のカタログを提示して商談をするなど、引き続き多くの模倣品取引がなされているのが実情である。

中国は「模倣品大国」であるが、近年は法執行体制も十分に整備されてきており、特にASEAN諸国に比べると模倣対策の制度環境は格段に充実しているという意味で、「模倣品『対策』大国」でもあって、上述したようなオンラインマーケット、展示会で模倣品が発見された場合も比較的対策が取りやすいので、特にASEAN諸国への流出が懸念されるような場合、中国での対策も検討することが推奨される。

### 4. おわりに

近年、ASEAN諸国における、模倣品の流通量は増加傾向にあり、日本企業の東南アジアでのビジネスが拡大しつつある中、これへの悪影響も懸念される。

本稿にて既に報告のとおり、東南アジアで流通する模倣品は、現時点では大半は中国で製造されているという特徴があり、今後は中国・ASEANの経済連携が一層進行して、両地域での物量も増加していくであろうことも併せて考えると、ASEAN流通国だけで対策を取ったとしても、中国の「源流」を抑えない限り引き続き被害は拡大することになるので、各企業においては常にこの点を意識した対応が肝要となる。

具体的には、流通国で対策を実施する場合であっても、常に調査・摘発の現場において中国源流に関する情報が無いか意識して対応し、源流につながる可能性がある情報を取得できた場合には、速やかに中国での源流に対して対策できる可能性を検証、対策を実施できるような体制を構築しておくことが効果的である。上述のとおり、少なくとも現状では中国の方がASEAN諸国よりも模倣対策法制度が充実しており、また代理人・調査会社の対応費用も相対的に安価であることも多いので、事案によっては特定の中国源流を把握できた場合には、むしろ中国源流のみ対策を取るという方策も検討し得る。すなわち、中国の源流と東南アジア当地での流通をそれぞれ、別個の「点」で見るとはならず、中国・ASEAN諸国をまとめて「線、面」で見て、事案に応じてどの国でどのような対策を取ることが当該事案の解決にとって「費用対効果」が一番高くなるかということを考えたい。対策を検討することが重要である。

拙稿が少しでも、読者の皆様のASEANでの模倣対策を検討するうえでの一助となったなら

ば、この上なく幸いである。

## 注 記

- 1) 米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) が毎年公表している報告書である。1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルは高い順に「優先国」, 「優先監視国」, 「監視国」の3段階となっている。
- 2) なお、輸出差止めも可能である。
- 3) ジェトロ報告書「ASEANにおける知的財産にかかわる諸団体などの活動調査報告」
- 4) 輸入及び輸出、双方に対する差止めが可能である。
- 5) ジェトロASEAN知財動向報告会資料(2015年7月)
- 6) 特許・小特許・意匠は、特許委員会 (Patent Board) の決定に対する不服申立事件、特許侵害事件を含む。  
商標・商号事件は、商標侵害事件、商標委員会 (Trademark Board) の決定に対する不服申立事件、商標登録の取消事件を含む。
- 7) <http://english.vietnamnet.vn/fms/science-it/134402/microsoft-acts-against-copyright-infringement-in-vietnam.html> (参照日：2015年11月12日)
- 8) フリートレードゾーン (FTZ) は、一般に、港湾近くなどの場所で、税関による管理が存在しない、あるいはゆるやかな管理しか存在しない区域であり、本来、貿易促進などを目的とするものであるが、模倣品・海賊版の流通業者に悪用されていることが多い。
- 9) 1 ドン = 0.005491円 (2015年11月現在)
- 10) 前掲注9) に同じ。
- 11) <http://vietnam.caexpo.com/jmzx/2011/11/15/3546583.html> (参照日：2015年11月12日)
- 12) 1 ペソ = 2.6円 (2015年11月現在)
- 13) フィリピンでは、輸入差止めのみ認められている。
- 14) 世界各国の産業界、政界、学会などの指導者が連携し、世界情勢の改善に取り組む独立した国際機関。
- 15) なお、輸出差止めについては、税関の職権による差止めは認められているが、権利者の申立てに基づく差止め制度は存在せず、限定的な状況下でのみ、可能である。
- 16) ジェトロ・バンコク事務所知財部「ミャンマー下位法令調査」(2015年7月)
- 17) 海運関税法第18条(d)
- 18) <http://www.bt.com.bn/business-national/2014/12/17/microsoft-finds-80-firms-surveyed-offer-pirated-software> (参照日：2015年11月12日)

(原稿受領日 2015年11月12日)